

## 第1回ひらつか男女共同参画推進協議会 会議録

令和3年7月12日（月）15時00分～16時50分

平塚市庁舎本館7階720会議室（1）

出席委員 7人（辻委員、中津川委員、長谷川委員、飯山委員、石橋委員、安藤委員、大庭委員）

欠席委員 1人（小池委員）

主催者 5人（岸市民部長、新倉人権・男女共同参画課長、磯崎担当長、長谷川主査、加納主査）

傍聴者 0人

### 1 開会

（1）委嘱式

（2）市長挨拶

（3）委員自己紹介

（4）会長、副会長互選 会長：辻委員、副会長：中津川委員

（5）会長挨拶

資料の確認

（6）会議の公開について

### 2 第1回ひらつか男女共同参画推進協議会 議事進行：会長

（事務局）ここから、議事進行は会長にお願いいたします。

（会長）第1回ひらつか男女共同参画推進協議会の議題に入ります。1回目の協議会なので、議題1、2は、協議会の規則や本市の男女共同参画の現状など基本的な内容の説明を事務局からさせていただきます。

#### （1）協議会について

（会長）それでは、事務局から説明をお願いします。

##### ・規則

（事務局）まず初めに、当協議会の規則から説明します。該当資料は、資料2となります。「ひらつか男女共同参画推進協議会規則」は第9条までありますが、いくつか条文をみていきます。まず第2条は「所掌事項」について規定しています。ひらつか男女共同参画プランの推進と、その他男女共同参画の推進に関し必要な事項を審議していただきます。続いて、第3条は「委員」について定めています。1号の学識経験者、2号の関係団体の代表者は、6名の団体から推薦された方、3号の公募に応じた市民となります。第5条は「会議」について定めています。委員の過半数が出席しなければ開くことができない、つまり8名いらっしゃるのでも5名以上出席していただく必要があります。

##### ・趣旨

（事務局）続いて、当協議会の趣旨について説明します。該当資料は、資料3となります。さきほどの規則第2条の「所掌事項」でもありましたが、この協議会の趣旨は、大きく2つあります。まずは、プランの審議です。20の施策から構成されていますが、それぞれ計画どおり進んでいるのか、進んでいない場合は、どのように改善すればいいのかということ審議していただきます。それから、現行プランは、令和5年度までで、令和6年度から次期プランがスタートします。次期プランについて、意見をいただきます。こちらは、協議会やそれ以外の機関などの体系図ですが、協議会から市に意見を出していただき、どういう対応をしたか市から報告をするということを繰り返して、プランを推進して、男女がともに活躍できる

社会を実現していこうということです。協議会の趣旨の二つ目は、女性活躍推進施策の協議です。簡単に言うと、事業所と行政と市民が一体となって、女性が活躍できるようワーク・ライフ・バランスの推進について協議していくということです。これについては、プランの施策14に位置付けられています。協議会の規則と趣旨について説明以上となります。

(会長) 協議会の規則と趣旨について、説明していただきましたが、何か質問等があればお願いします。

## (2) 本市の男女共同参画の現状について

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

### ・男女共同参画とは

(事務局) そもそも「男女共同参画社会」とは、何かから説明いたします。平成11年に施行された男女共同参画基本法第2条には、「男女が、社会の対等な構成員として、①自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、②もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、③かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義されています。これを要約すると、「性別に関係なく、それぞれの人が、①色々な場面で活躍できる機会がある②楽しさや喜びを感じる機会がある③社会や生活に対して責任を持つ」ということです。つまり、「性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮できる社会を男女が互いに協力して作っていくこと」となります。男女共同参画社会基本法は、第3条から7条までが基本理念となっています。第3条「男女の人権の尊重」は、男女の個人としての尊厳を重んじましょう。ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょうということです。第4条「社会における制度又は慣行についての配慮」は、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に囚われず、社会の制度やあり方を考えていきましょうということです。第5条「政策等の立案及び決定への共同参画」は、男女が対等に、物事を決める場に「参加」するだけでなく、決定に至るまでの過程にも「参画」しましょうということです。第6条「家庭生活における活動と他の活動の両立」は、お互いに協力して家族としての役割を果たしながら仕事や地域活動もできるようにしましょうということです。第7条「国際的協調」は、他の国々や国際機関とも協力していきましょうということです。これら第3条から第7条までの基本理念は、「男女共同参画社会を実現するための5本の柱」と言われています。また、地方公共団体の責務についても規定されています。第9条「地方公共団体の責務」には、国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策を策定して実施するよう定められていますが、それが「ひらつか男女共同参画プラン2017」となります。国民の責務についても規定されています。第10条「国民の責務」には、基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない旨が定められています。

続いて、男女共同参画の日本のあゆみについて説明します。まず、昭和22年、日本国憲法が公布・施行されました。第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められております。続いて、第24条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定められており、婚姻と家庭生活は、個人の尊厳と両性の平等、協力によることとされています。昭和後期になりまして、昭和50年から60年までの10年間を「国際女性年」として、様々な女性に関する問題が議論されました。当初は、「国際婦人年」とよばれていたのですが、「婦人」という言葉を使用するのは望ましくないという意見が政府の有識者会議から出まして、平成に入ったころから「国際女性年」と呼ぶようになりました。昭和54年は、女性差別撤廃条約を国連で採択して、締約国は「女性に対する

すべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること」とされましたが、日本はすぐに条約を批准できませんでした。それは、女性差別がある法令等がまだ残っていたからです。一つ目は、「父系血統主義」です。国際結婚の際、外国籍の夫と日本人の妻の子どもは日本国籍を取得できず、逆に、日本人の夫と外国籍の妻の子どもは取得できる制度でした。昭和59年に国籍法が改正されて、父母どちらかが日本人の場合、子どもは日本国籍を取得できるようになりました。それから、男女雇用機会均等法です。労働の場では、性別により採用・配置転換・昇進に差があって、女性のみ若年定年制など差別が存在していましたが、この法律が施行されて、求人にも男女の別がなくなり、セクシュアル・ハラスメント防止規定が盛り込まれました。このような法令の改正や施行などを行って、女性差別を徹底的に解消し、日本も女子差別撤廃条約を批准することができました。平成に入り、男女共同参画社会を本格的にめざすようになりました。平成元年に新学習指導要領が告示されて、平成5年から中学校で、平成6年から高校で家庭科が男女とも必修になりました。平成3年に育児休業法が施行されて、女性のみならず男性も休業の対象になりました。そして、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されて、前文には「男女共同参画社会の実現が、21世紀の日本の最重要課題である」という旨が記載されております。平成も中期に入って、社会情勢の変化や、時代背景に適応するように法改正が次々に行われました。まず、少子高齢化が問題視されてきたことを背景に平成11年に育児・介護休業法が改正されて、育児のみならず、介護も対象となりました。続いて、平成13年にDV防止法が施行されました。それまでは、夫婦喧嘩には他人が口を挟むものではないということで、行政も警察も積極的に介入しませんでした。夫婦の争いが深刻化してこの法律が施行されました。平成18年に男女雇用機会均等法が改正されて、女性のみならず、男性への差別・セクハラも禁止の対象となりました。平成22年に育児・介護休業法が改正されて、男性がより休業を取得しやすくなりました。例えば「専業主婦の妻がいる夫は対象外にする」というような就業規則や労使協定を禁止にしました。同年、第3次男女共同参画基本計画が策定されて、「男性にとっての男女共同参画」が明記されました。平成26年にDV防止法が改正されて、夫婦のみならず、恋人間の暴力も対象となりました。平成28年に第4次男女共同参画基本計画が策定されて、「男性中心型労働慣行等の変革」が明記されました。「多様で柔軟な働き方を選択できるよう、長時間勤務や転勤を当然とする労働慣行を変革すること」などが強調されました。令和に入りまして、令和元年に女活法の一部を改正する法律案が成立して、5つの法が併せて改正されました。パワハラ防止措置の義務化やセクハラ等の防止対策の強化などが盛り込まれました。令和3年に第5次男女共同参画基本計画が策定されて、第4次と比較して、「管理職に占める女性割合」、「支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないこと」などがより一層強化されました。併せて、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響と変化を踏まえた施策」が新しく追加された。以上、日本のあゆみを見ていただきました。

#### ・本市の男女共同参画の現状

(事務局) 続いて平塚市のあゆみを見ていきましょう。平塚市の男女共同参画推進は、昭和63年に新平塚市総合計画に、「地域に根差した男女共同参画の充実」を謳ったところから始まっています。平成元年に男女共同参画を推進する担当部署ができました。平成3年に平塚市初の男女共同参画計画である「湘南ひらつか女性プラン」を策定して、平成4年に担当部署として女性行政推進室が設置されました。平成16年には、DVなど女性の相談窓口として「女性のための相談窓口」が開設されました。平成20年に現在の人権・男女共同参画課として課になりました。平成29年に現行のプランである「ひらつか男女共同参画プラン2017」が策定されて、今年度からプラン後期が始まりました。続いて、男女共同参画に関する平塚市のグラフをいくつか見ていきましょう。まず推計人口ですが、男性、女性とも12万8千人程でほぼ1：1の比率です。続いて、年齢3区分別人口の推移です。65歳以上の高齢者、生産人口と言われている15歳から64歳、15歳未満の子どもに区分して5年毎に表したものです。総人口は、平成22年の26万1千人のピークをさかいに、減少傾向であることが分かります。一方で、65歳以上の高齢者は増え、生産人口や子どもは減少して

いることが分かります。国全体と同じく、少子高齢化は平塚市でも見られます。続いて、合計特殊出生率です。一人の女性が生涯に出産する平均値です。人口を維持するためには、2.07が必要と言われていますが、国、神奈川県、平塚市とも1.2から1.4程度で推移しています。続いて、女性の年齢別就業率の推移です。女性が年齢毎にどれくらい働いているかというグラフです。30歳前後は、出産や育児で一時的に仕事を休んで、育児が終わったら再び働き始めるため、このようにMの形になっていますので、M字カーブと言われていています。平成17年、22年、27年と3本ラインがありますが、あまり変化は見られません。

続いて、平塚市では女性がどれくらい活躍・推進しているか見ていきましょう。まず、平塚市役所の一般行政職職員における女性の割合ですが、ここ数年上昇傾向が続いておりますが、最新で37.1%と4割に届いていない状況です。続いて、一般行政職の管理職における女性割合ですが、ここ数年上昇傾向ですが、2割にも届いていない状況です。プランにおいて、令和5年度末までに25%という目標を立てております。続いて、市審議会等における女性委員の割合ですが、ここ数年横ばいで3割に届いていない状況です。プランにおいて、令和5年度末までに40%という目標を立てております。当協議会は8人中女性委員は4人で、割合は50%なので理想と言えます。続いて、女性委員のいない市審議会等の機関数は10あります。自治会における女性自治会長の割合は10年以上に渡り1割を超えず、最新で6.6%と低い数値です。小学校PTAにおける女性会長の割合は、ここ数年で上昇傾向が見られ最新で35.7%です。保育所等の待機児童数は最新が0で、プランにおいて令和5年度末までに0という目標を立てておりますので、この数値を維持していきたいところです。

続いて、男女共同参画に対する市民の意識について、令和元年度に実施した市民意識調査の結果をいくつか見ていきましょう。まずは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的な男女の役割分担意識についてです。否定的な考え方が男女とも6割を超えております。年代別に見ると、若い世代の方が否定的の割合が高いことが分かります。続いて、家庭生活や職場、学校教育の場など各分野における男女平等についてです。男性優遇感は、政治の場が80.2%、社会通念・慣習・しきたりが79.2%と特に高くなっています。

#### ・ひらつか男女共同参画プラン2017

(事務局) 続いて、ひらつか男女共同参画プラン2017について説明します。先ほど、説明させていただいた通り、現行プランは平塚市において4つ目のプランで、平成29年に策定して今年度は後期のスタート年となっております。このプランの位置づけですが、「男女共同参画社会基本法」、「DV防止法」、「女性活躍推進法」に基づく計画です。また、平塚市自治基本条例に基づく平塚市総合計画の個別計画です。来年には次期プランの策定に向けて市民意識調査を実施する予定です。進捗状況管理票は、毎年、各事業が計画どおり進んだのか、順調なのか遅滞なのかなどをまとめた管理票です。この管理票をこの協議会でチェックして、各事業の主管課に意見を出し、主管課がそれぞれ、アクション、対応して、プラン、計画を検討して、ドゥー、実施するというPDCAサイクルを1年スパンで行います。続いて、プランの体系図です。まず、基本理念が「女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会を実現すること」です。目標が「男女がともに活躍できる社会の実現」、目標実現のための視点が「固定的な男女の役割分担意識の改革」です。基本方針は3つで「さまざまな分野における女性の活躍推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男女の心とからだを大切にする環境づくりの推進」です。その下に、8の施策の方向、さらにその下に20の施策があり、77の事業がぶら下がっています。また、プラン終期の令和5年度における数値目標を基本方針毎に計9項目設定しております。まず、市役所の女性管理職（一般行政職）の割合は目標25%に対して、最新の令和3年4月現在で14.1%です。続いて、市審議会等の女性割合は目標40%に対して、最新の令和3年4月現在で26.6%で、この2項目については順調と言えない状況です。続いて、保育所等における待

機児童数は目標0に対して、最新の令和3年4月現在で0と順調と言えます。続いて、市役所における男性職員の育児休業取得率は目標15%に対して、令和3年4月現在はまだ公表されていませんが、令和2年4月現在が10.6%です。続いて、市役所における担当長以上のイクボスの割合は目標100%に対して、最新の令和3年3月現在で88.6%と順調とは言えない状況です。続いて、6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、平日の夫の家事参加時間ですが、目標170分に対して、令和元年度実施の市民意識調査では116分でした。続いて、イクボス認定事業所数ですが、目標48社に対して、最新の令和3年3月現在で43社と順調と言えます。続いて、DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合ですが、目標85%に対して、令和元年度実施の市民意識調査では79.7%でした。続いて、妊婦健診の受診率ですが、目標98%に対して、最新の令和2年度はコロナの影響で88.6%と著しく下がりましたが、令和元年度は96.7%でしたので、コロナが落ち着いたら目標達成も可能な状況と言えます。

最後にSDGsについて説明します。サステナブル・ディベロップメント・ゴールの略で、2015年の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17つの目標です。「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」などがあり、5番目が「ジェンダー平等を実現しよう」となっています。女性のマークと男性のマークが重なってイコールが示されているエンブレムです。目標を達成するための9つのターゲットがあります。「1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」、「2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。」、「3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。」、「4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。」、「5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」、「B 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。」、「C ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。」などです。憲法からSDGsまで、男女共同参画・男女平等の重要性が説かれていることがお分かりいただけたかと思います。議題2の説明、以上となります。

(会長) 日本の男女共同参画に関するあゆみ、男女共同参画社会基本法、そして、平塚市においても数値目標を定めるなど男女共同参画を推進していることを説明していただきました。何か質問等があればお願いします。

(会長) 合計特殊出生率について、国、神奈川県より平塚市が低い数値で推移しているのは意外ですね。

(委員) 平塚市は子育てしやすいように環境を整える事業に力を入れています。転入してこられる方がどれくらいいるのか統計はあるのでしょうか。

(事務局) 確認して、次回報告します。

(委員) コロナ禍において、「働き方改革」の一環としてテレワークなど在宅勤務を実施している方が多くいらっしゃると思います。私は週2、3回、妻はほぼ毎日在宅勤務をしているのですが、いわゆる共働き世帯だと在宅勤務を多くしている方に家事の負担も偏っている場合があると感じています。在宅勤務も仕事であることには変わりはなく、各家庭で仕事と家事とのバランスが取れるような意識付けも今後重要になってくると思います。

### (3) 女性活躍推進計画の施策について【協議】

#### ・令和3年度イクボスプロジェクト

(会長) 女性活躍推進協議会の位置付けとして、委員及び事務局を交えた協議に入ります。まずは、令和3年度イクボスプロジェクトについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) まず、イクボスプロジェクトの趣旨・目的から説明します。当該プロジェクトは、男女共同参画社会の実現に向け、「イクボス」の認知度を高め、イクボスが増えれば組織が変わり、平塚のまち全体が変わることを認識させ、事業所の働き方改革の推進につなげることを目的に実施する事業です。プロジェクトには、参加することでイクボス宣言をしてみようというきっかけとなること、市内全体のムーブメントとなるような機運作りという狙いがありました。平成29年度から、この協議会が女性活躍推進協議会の役割も担っていただいたことから、委員の皆様のお意見をいただきながら、一緒にイクボスプロジェクトの内容をご検討いただいていたところでした。

今年度のイクボスプロジェクトにつきましては、オンラインでの動画配信による講演会として実施すべく、お手元の資料5にありますように検討を進めています。まず、日程については、11月中旬から1か月程度の動画配信期間を設け、当該期間中に申込者それぞれで自由に視聴いただく形で考えています。配信する動画については、講師による講演の様子を事前収録したものを配信する予定です。また、動画の配信ページのURLは事前に申し込まれた方のみにお伝えし、申込者の方にのみ視聴していただくことを想定しています。講演会の講師につきましては、株式会社マイキャリア・ラボ パートナー講師であるODCatalyst代表の本木和子様を候補として検討しております。本木様はキャリアコンサルタント・産業カウンセラーなどの資格をお持ちで、人材育成に係る研修やコンサルティングの経験が豊富であり、女性活躍推進に関して多数の自治体の研修講師も務めておられます。昨年は小田原市でも企業向け女性活躍推進セミナーの講師を務められました。今回の講演では、新型コロナの影響でこれまでも課題とされてきた労働力不足がさらに加速化することが想定されるなかで、新たな働き方を定着させ、女性の活躍を引き出すために企業が必要な取組について、テレワークなどの具体例も交えながら御講演いただくことを検討しています。今回の企画意図といたしまして、昨年の11月にプロジェクトを実施した際に、参加者数が芳しくなかったこと、この協議会で反省事項を協議した際に委員の方から今回はオンライン開催としたらどうかとの意見をいただいたことからオンライン開催での実施方法としました。また、昨年の参加者アンケートで今後聞きたいテーマとしてIT推進について挙げられていたことも踏まえて、講演内容にテレワークなどの新たな働き方についても触れていただくよう考えているところです。委員の皆様には、企業の方達が興味をもってもらうためにはどのようなタイトルがいいか、企業の方達はどのような話に興味があるのか、講師にはどういうところを重点的に話して欲しいのか、といった視点で御協議いただければと思います。説明以上となります。

(会長) 今年度の講演会は、オンラインでの実施ということですか。何か御意見等がありましたらお願いします。

(委員) 動画のURLを申込者にお伝えして、申込者は期間中いつでも視聴できるということでしょうか。

(事務局) その通りです。講演を事前に収録して、その動画を配信するという形です。前回のアンケートでは、コロナ禍において会場に出向くのが難しいという回答が見られたので、その点も解消したと考えております。

(委員) 内容についてですが、コロナ禍において女性の活躍を引き出す取組として、テレワークなど在宅勤務が必要であることは各企業の方も理解していることと思います。私が在籍している生産部門など、現場での業務が主で、なかなか在宅勤務が難しい業種があると思いますが、実施できるようにするための知恵や工夫などを聞きたい企業の方はたくさんいると思います。

(事務局) 講師の方は、トータルでマネジメントすることを専門とされている方なので、テレワークのみならずそれ以外の多様な取組によって女性の活躍を引き出すようなお話をさせていただきよう調整します。

(会長) インターネットの動画サイトで、気軽に様々な動画が視聴できるようになりましたが、なぜ事前申込制にしたのでしょうか。

- (事務局) 著作権の関係で、不特定多数の方が視聴できるようにすることができず、事前申込制にしました。
- (委員) 一方的に、動画を視聴するだけの講演会だと視聴者があきってしまうかもしれません。例えば、申込の際にアンケートを取ってそれに講師が回答するなど、講師と視聴者のやりとりがあれば面白いと思います。
- (会長) 動画を視聴していただいた方に、知識を得るということ以外に物理的に特典があれば良いと思いますが、郵送料などの課題がありますね。動画再生回数は何れくらいを想定しているのでしょうか。キリ良く100回は超えたいところですかね。
- (事務局) そうですね、まずは100回を一つの目安としていきたいと思います。周知方法は、県との共催ですので、県のホームページ、市のホームページの他に、広報ひらつか、市の公式ラインなどを考えております。また、委員の方にも周知に御協力をいただきたいところです。
- (会長) 周知については、委員の皆様もできる範囲で協力しましょう。
- (委員) イクボス登録企業のインセンティブの一つとして、講演の動画にイクボス登録企業の企業名やロゴなどを背景や余白に載せるのはいかがでしょうか。
- (会長) 面白い試みだと思います。イクボス登録企業のインセンティブになるかもしれませんね。
- ・令和3年度イクボスグッズ
- (会長) 続いて、令和3年度イクボスグッズについて、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) イクボスグッズにつきましては、「イクボス」を知ってもらい、イクボス宣言につなげていくための普及・啓発を目的に例年製作しているものになります。当初予算で50,000円を確保しておりますので、当該範囲内の額で製作します。イクボスグッズは、これまでロゴマーク・ステッカー、クリアファイルなど製作してきました。昨年度はふせんメモを300個、46,200円で製作し、新たに登録されたイクボス企業やイクボスプロジェクトの参加企業にお配りしています。今年度につきましては、資料6にありますとおり、2案検討しております。案1として不織布バッグ、案2としてボールペンです。不織布バッグはデザインを入れられる面が大きいので、わかりやすく、PRしやすいと思います。また、ボールペンはイラスト面が小さくなりますが、様々な場面で使用することができ、汎用性が高いことから候補としました。委員の皆様には、どちらがより望ましいか、御協議いただければと思います。また、イクボスグッズの配布先についてですが、先ほど申し上げたとおり、これまでグッズの配布はイクボスプロジェクトが最も大きな機会でした。しかし、今年度は先に御協議いただいたとおり、オンラインでの開催となりますので、委員の皆様のご所属団体において、PRできグッズを配布できる機会をぜひ御提供いただけないかと考えています。会議の場はもちろん、会員団体に何か書類を送付する際に同封させていただく形でも構いません。御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明、以上となります。
- (会長) イクボス宣言につながる啓発グッズという視点でどちらがよいのか、配布する機会についてなど御意見等がありましたらお願いします。
- (委員) バッグの方がPRできると思います。ボールペンは、個人によって好みが分かれるものと思います。
- (委員) 男性の方もエコバックを使用する機会はあるのでしょうか。
- (委員) 私はよく使用します。
- (委員) エコバックは、布製より不織布の方がコストを抑えられるのでしょうか。
- (事務局) 調べた限りでは、不織布の方がコストを抑えられるようです。
- (委員) 配布して終わりではなくイクボス宣言につながる仕掛けが必要かと思います。
- (事務局) 配布する際には、イクボス宣言登録企業の概要・手続などを載せているパンフレットとして作成したイクボスプレスと同封することで、制度の周知もできればと考えております。
- (委員) QRコードをボールペンに載せることは可能なのでしょうか。
- (委員) クリップの幅を広げて、そこにQRコードを載せることは可能ですが、ペンの側面に載

せるのは幅的に難しいと思われます。

(委員) 個人的にはボールペンよりシャープペンシルの方がもらったら有難いのですが、コストは大きく変わるものなのでしょうか。

(委員) 特段、大きく変わらないと思います。

(委員) 不織布バックについて、ロゴが大き過ぎると普段使いにしづらいと思うので、デザインが重要だと思います。

(会長) 意見をまとめると、不織布バックの方が啓発グッズとして適当と思われますが、デザインなども含めて事務局に一任します。

#### (4) 協議会のスケジュールについて

(会長) 続いて、協議会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料7をご覧ください。太線で囲んだ箇所が今期のスケジュールです。年4回なので2年間で8回開催する予定です。協議内容は、イクボスプロジェクトやプラン改訂に向けた市民意識調査の設問内容が中心となります。また、協議会の開催日程を決める際の参考として、時間帯や曜日などの御希望がある場合は教えてください。以上です。

(会長) 他に御意見等がなければこれで議題を終わります。

## 4 事務連絡

## 5 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第1回ひらつか男女共同参画推進協議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

以 上